

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 開催要綱

1. 目的

保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの健やかな育ちを支え、質の高い保育の機会を保障するためには、保育の受け皿整備を進めるとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要である。

こうした中、保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の3つの観点が考えられるところ、2018（平成30）年4月から改定保育所保育指針（以下「改定指針」という。）が適用されたことなどを踏まえ、改定指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図ることが必要である。このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、主として保育の「内容」面から具体的な方策等を検討することとする。

2. 構成

- （1）検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- （2）検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- （3）座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- （1）保育所等における保育の「内容」面に係る質の確保・向上に関すること
（改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し等）
- （2）その他、保育所等における保育の質の確保・向上に関すること

4. 運営

- （1）検討会は公開とする。
- （2）検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- （3）この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

(別紙)

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
構成員名簿

大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
古賀 松香	京都教育大学教育学部准教授
汐見 稔幸	東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長
野澤 祥子	東京大学大学院教育学研究科附属発達保 育実践政策学センター准教授
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
松井 剛太	香川大学教育学部准教授

(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課